

令和 6 年度

(第18期事業年度)

事業報告書

独立行政法人国立文化財機構

目 次

1. 法人の長によるメッセージ
2. 法人の目的、業務内容
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）
4. 中期目標
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
6. 中期計画及び年度計画
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - (1) ガバナンスの状況
 - (2) 役員等の状況
 - (3) 職員の状況
 - (4) 重要な施設等の整備等の状況
 - (5) 純資産の状況
 - (6) 財源の状況
 - (7) 社会及び環境への配慮等の状況
 - (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
 - (1) リスク管理の状況
 - (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況
9. 内部統制の運用に関する情報
10. 業績の適正な評価の前提情報
11. 業務の成果と使用した資源との対比
 - (1) 自己評価
 - (2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況
12. 予算と決算との対比
要約した決算報告書
13. 財務諸表
 - (1) 要約した財務諸表
 - (2) 要約した財務諸表の科目の説明
14. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
各財務諸表の概要
15. 法人の基本情報
 - (1) 沿革
 - (2) 設立に係る根拠法
 - (3) 主務大臣
 - (4) 組織図
 - (5) 事務所の所在地
 - (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
 - (7) 主要な財務データの経年比較
 - (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画
16. 参考情報
その他公表資料等との関係の説明

独立行政法人国立文化財機構 令和6年度事業報告書

1. 法人の長によるメッセージ



独立行政法人国立文化財機構
理事長 島谷 弘幸

私ども独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、平成19年4月に独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所の統合により設立されました。国の文化財保護行政を総合的に支え、社会の要請に機動的・効果的に対応することを目的とし、歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、文化財の保存と次代への継承、文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信及び文化財に関する調査・研究の推進等を任務としております。

加えて、令和5年10月には、宮内庁から当機構に皇居三の丸尚蔵館の管理・運営が移管されました。機構がこれまで培ってきた博物館運営に関するノウハウや、文化財の保存・活用に関する知見を活かし、皇室から受け継いだ貴重な文化財を末永く大切に保管し、調査研究を進めるとともに、より多くの方々に親しんでいただけるよう、運営の充実に取り組んでおります。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、受託を受け、機構では令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）を、文化財防災センターを事務局として開始いたしました。1日でも早い被災文化財の応急措置及び復旧に向けて、努めてまいります。また、文化財活用センターにおいては、企業と共同して文化財に親しむためのコンテンツ開発とモデル事業の推進を進めるとともに、所蔵品貸与促進事業、文化財をめぐるファンドレイジング事業等を実施しました。

引き続き貴重な国民的財産である文化財の収集保管、展示公開、調査研究、そして国際協力という四つの大きな柱を機能させるとともに、文化財レスキュー事業及び文化財ドクター事業の活動について着実に推進してまいります。

当機構の取組に御理解と御支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、博物館を設置して有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。）を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財（同項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。（独立行政法人国立文化財機構法第3条）

(2) 業務内容

機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 博物館を設置すること。
- 二 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- 三 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 四 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。
- 五 文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 七 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 八 第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。
- 九 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は同項第一号の博物館をこれらの利用に供することができる。（独立行政法人国立文化財機構法第12条）

国立文化財機構についての詳細は、年度別概要や年報をご参照ください。

年度別概要・年報

<https://www.nich.go.jp/kiko/nendo/>

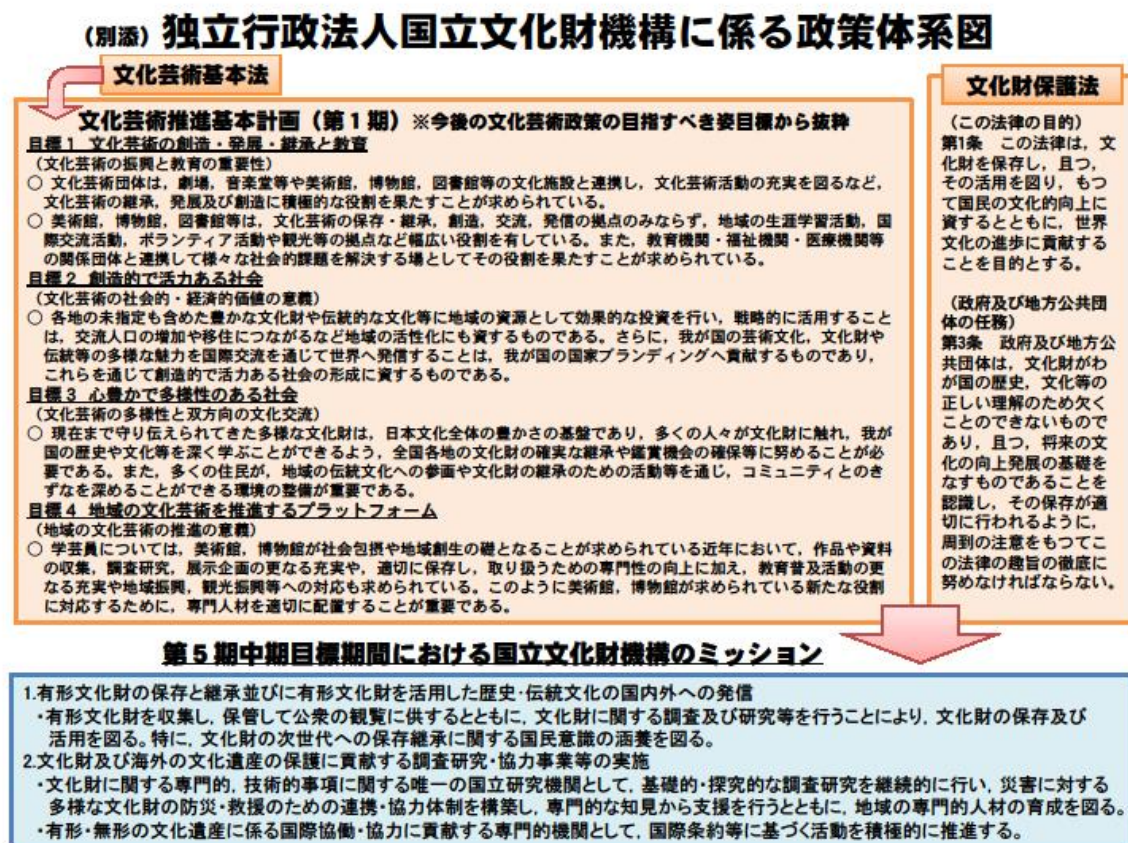
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国では、人口減少社会に突入し、地域の文化財や地域文化を継承する担い手が不足する中、自然災害から国民共有の財産である文化財を守り、次世代に確実に継承することや、脆弱な文化財を適切に保存しつつ、最新技術を活用した多様な手法により、我が国の歴史、伝統、文化にふれ、学び、楽しむことができる環境を提供することが求められています。

また、「文化芸術基本法」（平成 13 年法律第 148 号）の平成 29 年 6 月の改正により、文化芸術の重要性は一層高まるとともに、令和 2 年の「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定により、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かりやすく紹介することで、我が国の文化観光に資することも求められるようになりました。

これらの社会からの要請に対し、機構は、引き続き、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことで、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に取り組んでいます。特に、我が国の文化財は脆弱なものが多いことを踏まえ、適切な保存に留意しつつ、多くの人々が文化財にふれ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、文化財の積極的な活用と多様な鑑賞機会の確保等を図ることで観光振興、地方創生に寄与するだけでなく、文化財の活用を通じて、貴重な文化財の次世代への保存継承に関する国民の意識の涵養を図ってまいります。また、様々な災害に対する多様な文化財の防災・救援のための連携・協力体制の構築や地域の専門人材の育成、文化資源保存活用のための情報通信技術を活用した展示や外国語による情報の提供、その他国内外からの観光旅客に我が国の文化に関する理解を深めていただける取組を行っていきます。

（政策体系図）



4. 中期目標

(1) 概要

我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を担っております。

この役割に応えるため、令和3年度からの第5期中期目標期間において、以下の4つのミッションを遂行いたします。

独立行政法人国立文化財機構第5期（令和3～7年度）中期目標・計画の概要

第5期中期目標における国立文化財機構のミッション

引き続き、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図る。特に、我が国の文化財は脆弱なものが多いことを踏まえ、適切な保存に留意しつつ、多くの人々が文化財にふれ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、文化財の積極的な活用と多様な鑑賞機会の確保等を図ることで観光振興、地方創生に寄与するだけでなく、文化財の活用を通じて、貴重な文化財の次世代への保存継承に関する国民の意識の涵養を図る。

文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、文化財に係る新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究を継続的に行うとともに、科学技術を活用した研究開発の進展等に向けた基礎的な研究を行い、その成果をもって官公庁、博物館等の専門機関、文化財の所有者・管理者・修理技術者等が行う業務の質的向上に寄与する。また、地震、台風、豪雨等の災害に対する多様な文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から必要な支援を行うとともに、地域の専門的人材の育成を図る。

有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進する。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の要請を踏まえ、文化資源保存活用施設の設置者の求めに応じて、情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な助言その他の援助等を行う。

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間となります。詳細につきましては、第5期中期目標を御参照ください。

第5期中期目標

https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2023/10/02chukimokuhyo_2021-2025.pdf

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

機構は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分及び区分ごとの目標は、以下のとおりです。

- ① 国立博物館等（有形文化財の保存と継承並びに有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信）
- ② 文化財研究所等（文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施）

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

機構は、我が国の博物館及び文化財研究に関するナショナルセンターとしての政策実施機能を的確に発揮しつつ効果的かつ効率的な業務運営を確保するため、第4期中期目標期間に行ってきた事務・事業を継続して実施することを基本とし、以下の内容については、今中期目標において重要事項として位置付け、重点的に取り組む。

1. 文化財活用センターの機能強化

平成30年に設置した文化財活用センターにおいて、高精細画像等を用いた文化財のレプリカやVR等の映像コンテンツの開発、文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信、地域の博物館等への所蔵品の貸与の促進により、文化財が持つ新たな魅力や価値を引き出し、内外に向けて文化財を通した豊かな体験と学びを提供すること、また、地域の博物館等の保存環境向上に貢献することにより、文化財の次世代への確実な継承のみならず、地方創生、観光振興につながる新たな活用の在り方を目指す。

2. 文化財防災センターの機能強化

昨今、災害によって被害を受けた多様な文化財の保存・修復に関する専門的・技術的支援や助言に関する社会からの期待等を踏まえ、令和2年10月に設置した文化財防災センターの機能を向上させ、文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から必要な支援を行うとともに、文化財防災に関する地域の専門的人材の育成を図る。

3. 皇居三の丸尚蔵館の機能強化

令和5年10月に移管される皇居三の丸尚蔵館において、同館が収蔵する皇室から受け継いだ貴重な文化財等の調査研究と保存管理を一層充実させるとともに、国内外の多くの人々に快適な環境で公開するための環境の整備を図る。

4. 業務運営及び組織に関する事項

理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、引き続き想定される鑑賞環境の変化等に対応するための業務改善や柔軟な組織体制の見直しとこれに必要とされる職場環境を整備するとともに、長期的な視点に立って人材育成に取り組むなど、適切な業務運営を行う。

5. 財務内容に関する事項

展覧会、文化財の収集、調査研究、教育普及等の様々な事業を高い質で継続的に実施するためには、適切な運営費交付金や施設整備補助金の確保は必要不可欠ではあるが、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益の獲得や寄附金の獲得など多様な財源確保に努め、運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

6. 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

第5期中期計画	令和6年度年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 有形文化財の保存と継承並びに有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	
(1) 有形文化財の収集・保管、次代への継承	
①有形文化財の収集等	①有形文化財の収集等 1) 有形文化財の収集 2) 寄贈・寄託品の受入れ等
②有形文化財の管理・保存・修理等	②有形文化財の管理・保存・修理等 1) 有形文化財の管理 (5館共通) ア 収蔵等に必要な施設設備の充実、改善に向けた検討を行う。 2) 有形文化財の保存 (5館共通) ア 収蔵品等の生物被害等を防止するため、IPM(総合的有害生物管理)の徹底を図る。 イ 所蔵品を中心とした保存カルテを作成する。 ウ 収蔵・展示施設に関する環境について、全館的視野に立った調査研究を進め、環境データの解析・蓄積を行う。 3) 有形文化財の修理 (4館共通) ア 修理前あるいは修理中に、文化財の物性に応じた各種科学分析調査を行い、文化財の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。 4) 文化財修理施設等の運営
(2) 展覧事業	
①平常展	①平常展 展覧事業の中核と位置づけ、各博物館の特色を十分発揮したテーマ別展示等を実施するとともに、展示に関する説明の充実に努め、国内外からの来館者の増加を図る。 (5館共通) 1) 満足度調査等を実施し、その結果を展示内容等の改善に活かす。来館者アンケート満足度については、前中期目標の期間と同程度の水準の維持を目指す。 2) 平常展来館者数については、各施設の工事等による影響を考慮し、モニタリングする。
②特別展等	②特別展等 1) 特別展 (4館共通) ア 満足度調査を実施する等広く意見を求め、満足度の高い特別展となるよう努める。来館者アンケート満足度については、前中期目標の期間と同程度の水準の維持を目指す。 イ 特別展来館者数については、各施設の工事等による影響や新型コロナウイルス感染症等による影響等、これらの事情を考慮し、モニタリングする。 2) 海外展
③観覧環境の向上等	③観覧環境の向上等 1) 快適な観覧環境の提供

	(5館共通) ア 展覧会における、題箋及び解説等について、4言語(日、英、中、韓)にて情報提供を行い、来館者に対するサービスの向上を図る。 イ 館内施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、来館者等の利用に配慮した快適な観覧環境を提供する。 2) 来館者の満足度調査等の実施、サービスの改善等 (5館共通) ア 展覧事業等に関する満足度調査等に加え、観覧環境に関する来館者アンケート及び多言語表記に関する外国人アンケート等の各種調査を実施し、観覧環境やサービスの改善に努める。 イ ミュージアムショップやレストランの利用者等の意見を把握し、関係者との協議の上、オリジナルグッズの開発や展覧会に応じた商品を提供する等、サービス向上に努める。 ウ 年間を通じ来館者の利便性や周辺行事等に合わせ、特別展も含めた早朝開館・夜間開館等の開館時間の柔軟な設定を検討する。
(3) 教育・普及活動	
①教育活動の充実等	①教育活動の充実等 1) 学習機会の提供 (5館共通) ア 講演会等のアンケートについては、満足度が前中期目標の期間と同程度の水準の維持を目指す。 2) ボランティア活動の支援 3) 大学との連携事業等の実施 (4館共通) ア キャンパスメンバーズ(学校法人会員制度)による大学等との連携を実施する。 4) 国内外の有形文化財の保存・修理に関する人材育成への寄与 (4館共通) 保存修理従事者を対象とした人材育成に係る事業の実施又はインターンの受け入れや保存修理従事者と協力した事業について、実施及び方法を検討する。 5) 博物館支援者増加への取組 (4館共通) ア 会員制度によるリピーターの拡大に努める。 イ 会員制度利用者を対象とした事業を実施する。 ウ 企業等と連携し、広報活動やイベントによる博物館の認知度向上に努める。 エ 企業から各種支援(協賛・協力)を募る。
②有形文化財に関する情報の発信と広報の充実	②有形文化財に関する情報の発信と広報の充実 1) 有形文化財に関する情報の発信 (4館共通) 収蔵品のデジタル画像による情報提供及びウェブサイト等での公開を行う。また、画像利用の条件等について、国内外の事例も参照しながら検討する。 2) 資料の収集と公開 3) 広報活動の充実 (5館共通) ア 年間スケジュールリーフレットの制作・配布(WEB公開を含む)を行う。 ア マスコミ媒体や公共機関等と連携した広報活動を展開する。 ア ウェブサイトによる情報提供を行う。また、各施設の工事等による影響を勘案しつつ、ウェブサイトのアクセス件数の向上を目指す。
(4) 有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究	

①有形文化財の展覧事業・教育普及活動等に関連する調査研究 ②その他有形文化財に関連する調査研究 ③国内外の博物館等との学術交流等 ④調査研究成果の公表	(4館共通) ア 科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金等外部資金を活用した調査研究 ①有形文化財の展覧事業・教育活動等に関連する調査研究 1) 収蔵品等及び各博物館の特色に応じた歴史・伝統文化に関連する調査研究 2) 特別展等の開催に伴う調査研究 3) 文化財を活用した効果的な展示や、教育活動等に関する調査研究 ②その他有形文化財に関連する調査研究 1) 有形文化財の保存環境・保存修復並びに科学技術を活用した分析等に関する調査研究 2) 博物館情報、文化財情報に関する調査研究 ③国内外の博物館等との学術交流等 (4館共通) 1) 学術交流協定を締結している博物館を中心に、海外の博物館との交流を活発に行う。 2) 海外の博物館・美術館等の研究者との交流を促進する。 3) 当機構職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣（オンラインを含む。）する。 4) 国際的な講演・研究集会、シンポジウム等を開催若しくはそれらへ職員を派遣する。 ④調査研究成果の公表
(5) 国内外の博物館活動への寄与	
①国内外の博物館等への有形文化財の貸与 ②国内外の博物館等への援助・助言等	①国内外の博物館等への有形文化財の貸与 (4館共通) 1) 国内外の博物館等で開催する展覧会等へ収蔵品を貸与する。 2) 文化財活用センターが中心となり、収蔵品貸与の促進を図るための取組を行う。 ②国内外の博物館等への援助・助言等 (5館共通) 1) 公私立の博物館・美術館等が開催する展覧会及び運営等の援助・助言を行う。
(6) 文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組	
①文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進 ②国立博物館の収蔵品の貸与の促進を行う。	①文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進 1) 各施設と連携して、高度な技術で制作された複製や、VR・AR、8K映像などの先端技術を使った企画コンテンツ事業を積極的に推進することで、文化財の新しい活用方法を探り、これまで文化財に触れる機会のなかった人々にも、学ぶ喜びや、楽しい時間を創出する。 2) 地域の美術館・博物館等への企画コンテンツの貸出しを行う。 3) 学校や地域の美術館・博物館との連携により、高精細複製品等を活用したアウトリーチプログラムを実施する。 4) 学校向けオンラインコンテンツの開発。 ②国立博物館の収蔵品の貸与の促進 1) 4館と連携して、国立博物館の収蔵品を対象とした「国立博物館収蔵品貸与促進事業」を継続して行う。 2) 貸出し可能な文化財の充実を図るため、修理を実施し貸与可能作品リストに掲載する。

③文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信を行う。	③文化財情報のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信 1) 各施設と連携して、所蔵品データベース「ColBase 国立文化財機構所蔵品統合検索システム」について、掲載画像を増やすとともに、画像の高精細化、データのアップデートを進め、その充実を図る。 2) 各施設と連携して、4館及び奈良文化財研究所所蔵の国宝・重要文化財について、4言語（日、英、中、韓）の説明を付したデジタル高精細画像を公開する「e 国宝国立文化財機構所蔵国宝・重要文化財」のデータの更新、解説文の見直しを継続して行う。 3) 新たに移管された皇居三の丸尚蔵館の収蔵品等について、「ColBase」及び「e 国宝」への掲載に向けて準備を行う。 4) 各施設の協力のもと、国の分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ」にデータを提供する。 5) 文化財活用センターのウェブサイト、SNS 等を活用し、文化財活用センターの活動の周知ならびに、文化財全般にかかる情報の発信を行う。
④文化財の保存等に関する相談・助言・支援を行う。	④文化財保存の質的向上に資するための協力、支援、人材育成 1) 博物館・美術館等からの展示・収蔵環境に関する相談に対応して助言を行い、必要に応じて、改善のための調査や技術支援を行うとともに、環境管理に関する調査研究を行う。 2) 文化財保存管理に携わる学芸員や行政担当者等を対象とした、保存環境管理に関する研修会や講習会等を開催する。 3) 文化財保護法第 53 条に基づいて、所有者以外による文化財公開を行う施設に対する保存環境調査を実施し、必要に応じて、改善のための指導を行う。 4) 国立博物館収蔵品貸与促進事業の実施館の環境調査を実施し、必要な指導・助言を行う。
2. 文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施	
(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究	
①有形文化財、伝統的建造物群に関する調査研究 ②無形文化財、無形民俗文化財等に関する調査研究 ③記念物、文化的景観、埋蔵文化財に関する調査研究	①有形文化財、伝統的建造物群に関する調査研究 1) 我が国の美術を中心とする有形文化財等に関する調査研究 2) 建造物及び伝統的建造物群に関する調査研究 3) 歴史資料・書跡資料に関する調査研究 ②無形文化財、無形民俗文化財等に関する調査及び研究 1) 重要無形文化財の保存・活用に資する調査研究等 2) 重要無形民俗文化財の保存・活用に資する調査研究等 3) 無形文化遺産保護に関する研究交流・情報収集等 ③記念物、文化的景観、埋蔵文化財に関する調査研究 1) 史跡・名勝の保存・活用に資する調査研究 2) 古代日本の都城遺跡に関する調査研究 3) 重要文化的景観等の保存・活用に資する調査研究 4) 全国の埋蔵文化財に関する基盤的な調査研究 5) 水中文化遺産に関する調査研究
(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究	
①文化財の調査手法に関する研究開発	①文化財の調査手法に関する研究開発の推進 1) デジタル画像の形成方法等の研究開発 2) 埋蔵文化財の探査・計測方法の研究開発 3) 年輪年代学を応用した文化財の科学的分析方法の研究開発 4) 動植物遺存体の分析方法の研究開発

②文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究	5) 文化財の調査・研究成果を社会・教育実装するための I C T を用いた 普及・啓発手法の開発 6) 物質文化・地質情報等を基とした防災・減災・復興・復旧の歴史的研究 ②文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究 1) 文化財の生物劣化の機構解明と環境調和型対策に関する研究 2) 文化財の保存環境と維持管理に関する調査研究 3) 文化財の材質・構造・保存状態に関する研究 4) 屋外文化財の保存修復計画に関する調査研究 5) 文化財の修復のための技法と材料に関する調査研究 6) 伝統材料・製作技法について科学的調査と情報集積を行う。 7) 文化財の修復技術に関する調査研究 8) 考古遺物の保存処理法に関する調査研究 9) 遺構の安定した保存のための維持管理方法に関する調査研究 10) 考古遺物を中心とした文化財の材質調査に関する調査研究 11) 高松塚古墳・キトラ古墳の恒久的保存に関する調査研究
(3) 文化遺産保護に関する国際協働	
①文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進 ②アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する調査研究	①文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進 1) 文化遺産保護に関する国際情報の収集・研究・発信 2) 文化遺産保護に関する研究及び協力事業の推進 3) 文化遺産保護に関する人材育成等 4) 海外に所在する日本古美術品等の保存に関する協力 ②アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する調査研究 アジア太平洋無形文化遺産研究センターは、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護のための調査研究の推進拠点として、域内の国々と協力し、以下の事業を行う。 ・研究情報の持続的収集と共有、及びシンポジウム・セミナー等の開催を通じたアジア太平洋地域における無形文化遺産保護のための研究の促進 ・持続的でレジリエントな社会構築につなげることを視野に入れた無形文化遺産研究の推進 ・国際会合等への出席やユネスコ及び関連機関との連携を通じた無形文化遺産保護関連の国際的動向の情報収集
(4) 文化財に関する情報資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用	
①文化財情報基盤の整備・充実 ②調査研究成果の発信 ③展示公開施設の充実	①文化財情報基盤の整備・充実 文化財関係の情報を収集して国内外に発信するため、その計画的収集、整理、保管、公開並びに電子化の推進による専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースを構築・運用する。 ②調査研究成果の発信 文化財に関する調査研究の成果について、定期的に刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、シンポジウムの開催等により、多角的に発信する。また、研究所の研究・業務等を広報するためウェブサイト充実させるとともに、日本語はもとより多言語でのページを充実させる。 ③展示公開施設の充実 平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館の展示等を充実させ、来館者の理解を促進する。

(5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等	
①文化財に関する研修の実施	①文化財に関する研修の実施 1) 文化財の担当者研修、博物館・美術館等の保存担当学芸員研修を行う。 2) 研修受講生を対象としたアンケート及び派遣元自治体を対象とした研修成果の活用状況に関するアンケート調査を引き続き行い、その結果を踏まえ、より充実した研修計画を策定する。
②文化財に関する協力・助言等	②文化財に関する協力・助言等 国・地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が所有・管理する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本機構が行った調査研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言を行う。
③平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業への協力	③平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業への協力 文化庁、国土交通省が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力する。また、NPO法人平城宮跡サポートネットワーク及び周辺自治会等が行う各種ボランティア活動に協力する。
④連携大学院教育の推進	④連携大学院との連携教育等の推進 連携大学院との連携教育や大学への教育協力を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成する。
(6) 文化財防災に関する取組	
①地域防災体制の構築	①地域防災体制の構築 地方公共団体、美術館、博物館、大学等研究機関、地域史料ネット等の文化財等関係団体の連携及び協力を深め、地域の文化財の防災体制を構築する。
②災害時ガイドライン等の整備	②災害時ガイドライン等の整備 災害発生時において多様な文化財の迅速な救援活動を実現するために必要となる各種のガイドライン等の策定を行う。
③レスキュー及び収蔵・展示における技術開発	③レスキュー及び収蔵・展示における技術開発 平常時における文化財の収蔵及び展示における技術開発並びに災害時における文化財のレスキューに関する技術開発を行う。
④文化財防災を促進するための普及啓発	④文化財防災を促進するための普及啓発 文化財防災に関する指導、助言、研修等の啓発及び普及活動を行うとともに、文化財防災センターでの取組等を広く国内外へ情報発信する。
⑤文化財防災に関係する情報の収集と活用	⑤文化財防災に関係する情報の収集と活用 文化財防災に関する情報の収集を進め、我が国の文化財防災システムを機能的に運用するための情報の活用方法を検討する。
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 業務改善の取組	
(1) 組織体制の見直し (2) 人件費管理等の適正化 (3) 契約・調達方法の適正化	(1) 組織体制の見直し (2) 人件費管理の適正化 (3) 契約・調達方法の適正化 ①契約監視委員会を実施する。 ②施設内店舗の貸付・業務委託について引き続き企画競争を実施する。

(4) 共同調達等の取組の推進 (5) 一般管理費等の削減	(4) 共同調達等の取組の推進 (5) 一般管理費等の削減 ①機構内の共通的な事務の一元化による業務の効率化 ②計画的なアウトソーシング ③使用資源の減少
2. 業務の電子化	
3. 予算執行の効率化	
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 自己収入拡大への取組	
	(1)機構全体において、展示事業等収入額について年度計画予算額を上回ることを目指す。 (2)機構全体において、寄附金等の外部資金獲得により財源の多様化を図る。 (3)保有資産の有効利用の推進
2. 固定的経費の節減	
3. 決算情報・セグメント情報の充実等	
4. 保有資産の処分	
Ⅳ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	
1. 予算、2. 収支計画、3. 資金計画	
Ⅴ 短期借入金の限度額	
Ⅵ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画	
Ⅶ 重要な財産の処分等に関する計画	
Ⅷ 剰余金の使途	
Ⅸ その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 内部統制	
	内部統制委員会、リスク管理委員会を開催する。また、内部監査及び監事監査等のモニタリングを実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、各種研修を実施し、職員の意識並びに資質の向上を図る。
2. その他	
3. 施設設備に関する計画	
4. 人事に関する計画	
5. 中期目標期間を超える債務負担	
6. 積立金の使途	

詳細につきましては、中期計画及び当事業年度に係る年度計画をご参照ください。

第5期中期計画

https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2023/10/03chukikeikaku_2021-2025.pdf

令和6年度年度計画

https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2024/04/04nendokeikaku_2024.pdf

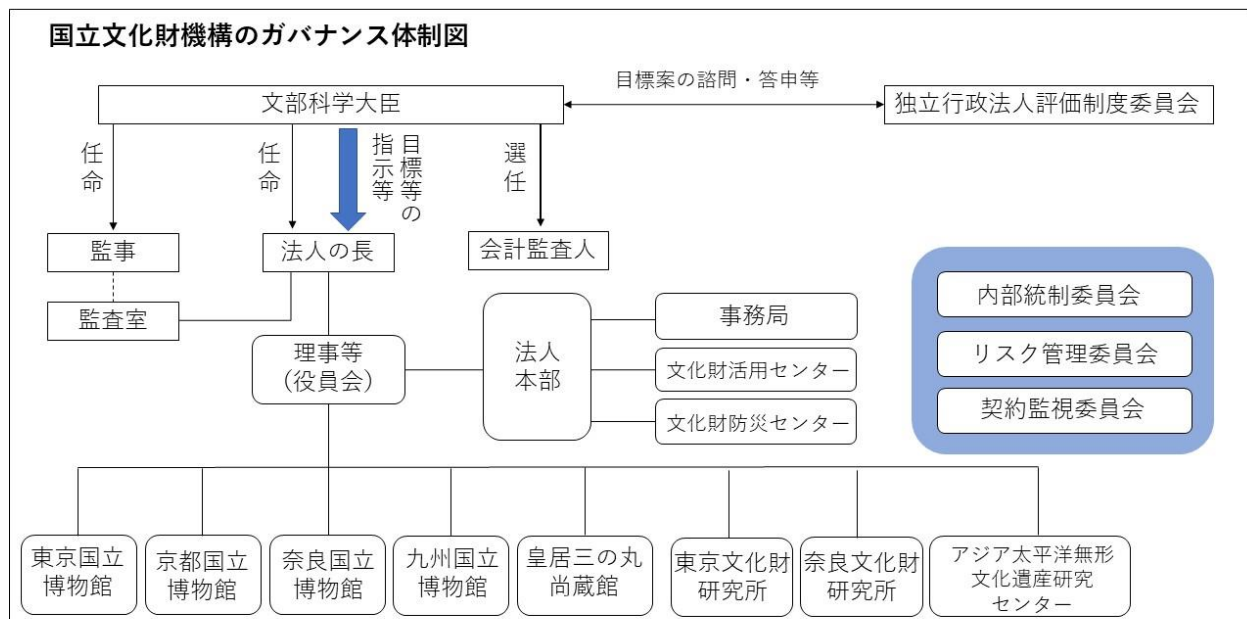
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

国立文化財機構は、機構が達成すべき業務運営に関する中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行うために内部統制の基本方針を定めており、以下のとおり機構の業務の適正を確保するための内部統制に係る体制を整備しております。

1 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備	(1) 内部統制の推進体制の整備 ・内部統制委員会の設置 (2) 倫理行動指針・倫理規程の遵守 (3) 中期計画及び年度計画の作成 (4) 年度計画に基づく業務の適切な管理 (5) 職務権限等に関する規程等の制定 ・組織に関する規程、文書決裁に関する規程等の制定 (6) 運営委員会等の設置 ・外部有識者からなる運営委員会の設置 ・業務実績の法人による自己点検評価に関する評価を行う外部評価委員会の設置 (7) 役員会の設置 (8) 契約監視委員会の設置 (9) 最高情報責任者及び最高情報セキュリティ責任者の設置 ・情報システム・セキュリティ委員会の設置 (10) 監査室の設置 (11) 人的資源の管理
2 法令等の遵守体制の整備	(1) コンプライアンス違反等への対応の措置 (2) 内部通報・外部通報に関する仕組の確保 (3) 反社会的勢力への対応 (4) 法令遵守等に関する役職員等への周知 ・コンプライアンスに関する研修の実施 (5) 違反行為等に対する処分
3 損失危機管理の体制の整備	(1) リスク管理に関する規程の制定 (2) 業務リスクへの対応 ・リスク管理委員会におけるリスク管理の実施
4 情報保存管理の体制の整備	(1) 情報システム・情報セキュリティに関する規程等の制定 ・情報システム・セキュリティ委員会の設置 (2) 個人情報保護に関する規程の制定 (3) 文書管理に関する規程の制定
5 資産の管理及び処分の体制の整備	(1) 固定資産に関する規程の制定
6 財務報告等の信頼性確保の体制の整備	(1) 財務諸表等の作成が、関係法令、関係諸規程に基づき適正に行われるための体制の整備

なお、国立文化財機構のガバナンス体制図は下記のとおりです。



内部統制システムの整備に関する事項の詳細については、業務方法書等をご参照ください。

業務方法書

<https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2023/10/01gyomuhohosho.pdf>

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長 (常勤)	島谷 弘幸	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日		昭和 59 年 04 月 東京国立博物館 平成 06 年 07 月 東京国立博物館学芸部美術課書跡室長 平成 13 年 04 月 (独) 東京国立博物館学芸部資料課長 平成 15 年 04 月 (独) 東京国立博物館文化財部展示課長 平成 19 年 04 月 (独) 東京国立博物館文化財部長 平成 20 年 04 月 (独) 東京国立博物館学芸研究部長 平成 23 年 04 月 (独) 東京国立博物館副館長((兼) (独) 国立文化財機構本部調整役) 平成 27 年 04 月 (独) 九州国立博物館館長 平成 29 年 10 月 (独) 国立文化財機構理事((兼) 九州国立博物館長) 令和 03 年 04 月 (独) 国立文化財機構理事長((兼) 九州国立博物館長) 令和 05 年 10 月 (独) 国立文化財機構理事長((兼) 皇居三の丸尚蔵館長)
理 事 (常勤)	齊藤 孝正	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日	文化財の 収 集、保 管、公開、 調 査 研 究 担 当	昭和 56 年 11 月 名古屋大学助手(文学部) 平成 02 年 06 月 文化庁文化財保護部美術工芸課 平成 03 年 07 月 文化庁文化財保護部文化財調査官(工芸部門) 平成 12 年 04 月 文化庁文化財保護部主任文化財調査官(工芸部門) 平成 13 年 01 月 文化庁文化財部美術学芸課主任文化財調査官(工芸部門) 平成 25 年 04 月 (独) 東京国立博物館上席研究員(学芸企画部付) 平成 26 年 04 月 文化庁文化財部文化財鑑査官 平成 30 年 07 月 (独) 本部文化財活用センター総括マネージャー(兼) 保存担当課長 平成 31 年 01 月 (独) 東京文化財研究所長 令和 03 年 10 月 (独) 国立文化財機構理事((兼) 東京文化財研究所長)
理 事 (常勤)	水田 功	自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	総務、財 務、施設担 当	平成 05 年 04 月 文化庁 平成 20 年 03 月 文部科学省高等教育局大学振興課大学設置室長 平成 21 年 04 月 文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室長 平成 21 年 07 月 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課国立大学法人評価委員会室長 平成 22 年 07 月 警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長 平成 24 年 10 月 文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室長 平成 26 年 07 月 文部科学省初等中等教育局主任視学官 平成 27 年 10 月 (併) 児童生徒課産業教育振興室長 内閣官房一億総活躍推進室参事官

				平成28年06月 平成28年11月 平成29年01月 令和元年07月 令和02年10月 令和03年04月 令和03年09月 令和04年07月 令和5年08月	新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官 文化庁長官官房付 文化庁長官官房著作権課長 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長 文部科学省大臣官房付（大臣官房省改革推進・コンプライアンス室次長） 内閣参事官（内閣官房副長官補付），教育再生実行会議担当室参事官 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 文部科学省大臣官房教育改革特別分析官，大臣官房文部科学戦略官 (独)国立文化財機構理事
理事 (非常勤)	林田 スマ	自 令和3年 4月1日 至 令和7年 3月31日	教育普及、 生涯学習、 男女共同 参画担当	昭和43年04月 昭和55年05月 平成08年04月 平成21年04月 平成29年04月	RKB毎日放送 フリーアナウンサー 財団法人大野城市都市施設管理公社女性センター所長 (現 男女平等推進センター) 公益財団法人大野城まどかぴあ 館長 現在に至る (独)国立文化財機構理事
監事 (非常勤)	久留島典子	自 平成27 年4月1日 至 令和7年 度財務諸表 承認日		昭和56年04月 平成04年04月 平成11年04月 平成14年04月 平成25年04月 平成27年04月 平成27年04月 令和03年04月 令和06年04月	東京大学史料編纂所助手 東京大学史料編纂所助教授 東京大学史料編纂所教授 東京大学総長特任補佐 国立大学法人東京大学史料編纂所長 国立大学法人東京大学副学長 国立大学法人東京大学附属図書館長 (独)国立文化財機構監事 神奈川大学国際日本学部教授 国立大学法人総合研究大学院大学理事・副学長 現在に至る
監事 (非常勤)	稲垣 正人	自 令和3年 9月1日 至 令和7年 度財務諸表 承認日		昭和57年10月 昭和64年01月 平成09年09月 平成17年07月 平成19年08月 令和元年07月 令和02年09月 令和03年09月 令和04年07月	新光監査法人 入所（後の中央青山監査法人） 海外経済協力基金（現：国際協力機構）出向 中央青山監査法人 社員（パートナー） 中央青山監査法人 公共セクター部長 新日本監査法人 シニアパートナー (現：EY 新日本有限責任監査法人) 稲垣公認会計士事務所開業登録 国立大学法人総合研究大学院大学監事 (独)国立文化財機構監事 日本公認会計士協会常務理事 現在に至る

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、18百万円（税抜額）であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在434人（前期末比2人増）、平均年齢は46歳（前期末比1歳増）です。このうち、国等からの出向者は22人、令和7年3月31日退職者は△7人です。

機構では働き方改革への対応として、年5日間の年次有給休暇の取得を促進するほか、令和6年度は前年度に引き続き労働時間の客観的な把握及び勤怠管理業務の軽減化を図ることを目的とし、全施設の職員を対象に就業管理システムを導入しました。

ダイバーシティへの対応としては、多様な人材の獲得に努めるほか障害者雇用の促進に努めています。また、仕事と子育てを両立し、女性の潜在的能力を活用することによって、職員全員が働きやすい環境をつくり、各人がその能力を十分に発揮する強い組織とするため、行動計画を策定しております。

詳細については、国立文化財機構における女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画を御参照ください。

<https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2021/04/jisedai-kodokeikaku2021-2026.pdf>

さらに、女性の活躍に関する情報としては、機構では以下のとおり「役員に占める女性の割合」「男女の賃金の差異」「男女の平均勤続年数の差異」を公表しています。

① 役員に占める女性の割合 33.3% 役員6人（男性4人 女性2人）（令和6年4月1日現在）

② 男女の賃金の差異

区分			男女の年平均賃金の差異 (女性／男性)
全職員			55.4%
常勤職員	管理職	一般職	88.0%
		研究職	92.0%
	非管理職	一般職	89.1%
		研究職	99.1%
		技能・労務職	88.2%
常勤職員 以外	アソシエイトフェロー		102.6%
	有期雇用職員等		80.5%

※対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

※賃金には、基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、通勤手当、退職手当等を除く。

※全職員の男女の賃金の差異が見られるのは、機構において時給制かつ短時間で勤務する有期雇用の女性職員の人数が相対的に多いためであるが、役職・職種等が同じである場合は大きな差異はない。

③ 男女の平均勤続年数の差異（令和6年4月1日現在）

区分		平均勤続年数
常勤職員	男性	14.4年
	女性	10.4年

(4)重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

＜東京文化財研究所＞

中央監視装置一部改修工事

② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

該当なし

③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当なし

(5)純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	112,704	0	0	112,704
資本金合計	112,704	0	0	112,704

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和6年度は、目的積立金の申請を行っておりません。前中期目標期間繰越積立金取崩額0.2百万円は、受託研究費購入資産に係る減価償却相当分の取崩です。業務拡充積立金取崩額30百万円は、業務拡充積立金による費用計上相当額の取崩です。

(6)財源の状況

① 財源の内訳（運営費交付金、施設費、補助金、自己収入など）

令和6年度の法人単位の収入決算額は15,329百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	9,578	62.5%
施設整備費補助金	447	2.9%
文化芸術振興費補助金等	50	0.3%
展示事業等収入	2,955	19.3%
受託収入	863	5.6%
その他寄附金	1,436	9.4%
合計	15,329	100%

② 自己収入に関する説明（自己収入の概要、収入先等に関する簡潔な説明など）

機構では、年間を通じて博物館を開館し、収蔵品を観覧に供するほか、複数回の特別展覧会を開催し、今年度は20億80百万円の入場料収入を得ています。このほかに展示事業等附帯収入として5億58百万円を得ています。主な内訳としては、年間パスポート収入1億41百万円、ミュージアムショップやレストランの販売手数料収入1億57百万円、科学研究費補助金間接経費収入75百

万円などです。また財産利用収入として3億08百万円を得ています。主な内訳としては、文化財画像利用等に伴う著作権・特許権使用料29百万円、ショップやレストラン等の建物年間貸付料67百万円、映像二次使用やロケーション撮影等に伴う土地建物映像使用料16百万円などです。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

持続可能な社会の実現に向け、博物館をはじめ、各施設では様々な取組を行っています。特に博物館では青少年、障がい者、高齢者に対する平常展の無料公開等による博物館資源の利用促進やボランティア等を通じた教育普及活動の実施、展示キャプション、デジタル資源の多言語化による来館者層の拡充を行っています。また、文化財防災センターを中心に、国内外の世界遺産を含む文化財防災事業の推進に取り組んでいます。

また、財務状況につきまして、展覧会、文化財の収集、調査研究、教育普及等の様々な事業を高い質で継続的に実施するために、運営費交付金等の国費による支援は必要不可欠ではありますが、来館者の多様化や社会情勢の変化等を踏まえた事業展開による収益の獲得や寄附金等外部資金の獲得など多様な財源確保に努め、国費のみに頼らない持続可能な財務構造へのシフトを目指しています。

① 独立行政法人国立文化財機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応

機構では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、同法第7条に規定する行政機関等における障害を理由とする差別の禁止事項に関し、機構の役員及び職員が適切に対応するために必要な事項を定めております。

詳細につきましては、国立文化財機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領をご参照ください。

https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2024/04/taio_yoryo20240401_1.pdf

② 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画

機構では、働き方の多様化を促進することにより、職員が仕事と子育てを両立することができ、女性の潜在的能力を活用することによって、職員全員が働きやすい環境をつくり、各人がその能力を十分に発揮する強い組織とするため、行動計画を策定しております。

詳細につきましては、国立文化財機構における女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画をご参照ください。

<https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2021/04/jisedai-kodokeikaku2021-2026.pdf>

③ 環境物品等の調達の推進を図るための方針

機構では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、同条第3項の規定に基づき公表しております。

詳細につきましては、環境物品等の調達の推進を図るための方針をご参照ください。

https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2024/04/2024kankyo_hoshin.pdf

④ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

機構では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めております。

詳細につきましては、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針をご参照ください。

https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2024/05/2024shogai_hoshin.pdf

⑤ 独立行政法人国立文化財機構の中小企業者に関する契約の方針

機構では、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針に即して、中小企業者に関する契約の方針を定めております。

詳細につきましては、独立行政法人国立文化財機構の中小企業者に関する契約の方針をご参照ください。

<https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2024/07/2024kankouju.pdf>

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

機構は、5つの国立博物館で15万件を超える作品を収蔵するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを含む計8施設がそれぞれの専門を活かして連絡・横断的に文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的に活動しております。また、文化財を活用し、人々が文化財に親しむ機会を提供するための事業に取り組む文化財活用センター、多様な文化財を頻発する災害からまもる文化財防災センターを本部に設置し、各博物館や研究所の蓄積した経験・実績の強みを活かした一体的な事業を推進しています。

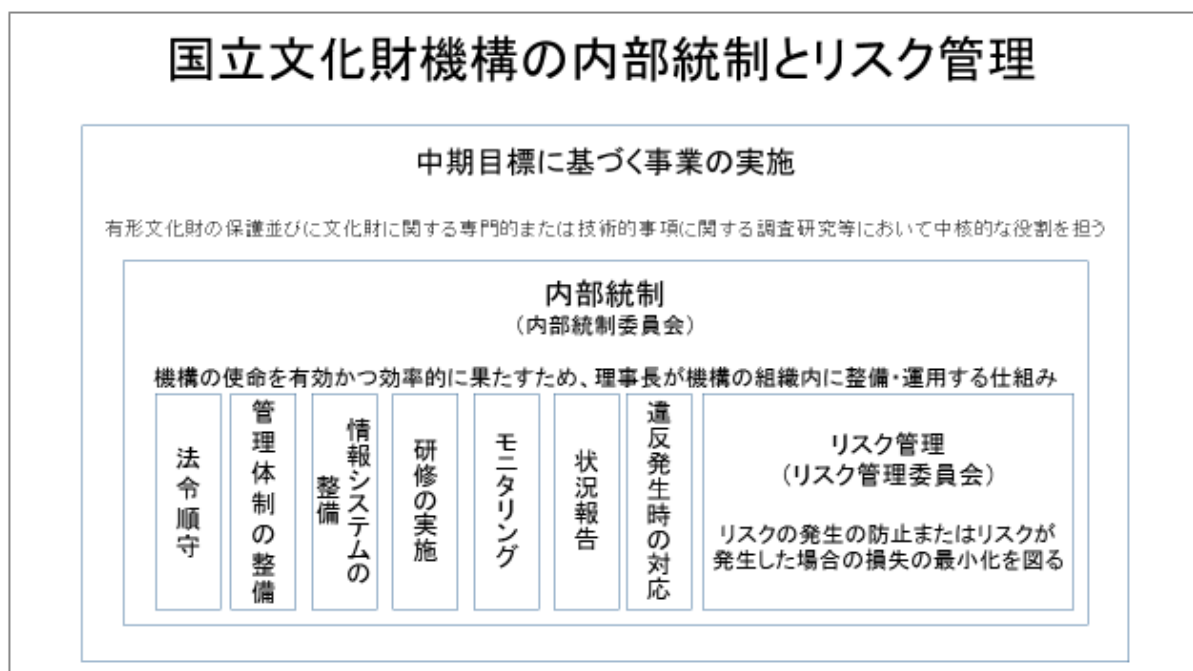
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

① リスク管理に関する規程の整備

機構では、リスク管理に関して、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応をとるべく、独立行政法人国立文化財機構リスク管理規程を平成28年3月25日に制定し、平成28年4月1日から施行しております。同リスク管理規程は、機構のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって機構の業務の円滑な運営に資することを目的としております。内部統制とリスク管理の関係は、下記図を御参照ください。

国立文化財機構の内部統制とリスク管理



② リスク管理に係る組織体制

機構におけるリスク管理に係る組織体制は、リスク管理を担当するリスク管理担当理事を指名し、機構におけるリスク管理に関する取組を総括整理しております。また、リスク管理の取組を推進するため、機構にリスク管理総括部門を置き、機構本部事務局が担当しております。

リスク管理総括部門には、総括リスク管理責任者を置き、本部事務局長を充て、また、博物館・研究所等の各施設にはリスク管理責任者を置き、各施設の長を充てております。総括リスク管理責任者及びリスク管理責任者は、所属する各施設のリスク管理の状況の把握に努め、また、所属する各施設の職員のうちからリスク管理補助者を指定し、各施設におけるリスク管理の整備及び運用を担当させております。

③ リスク管理委員会の設置

機構では、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、リスク管理を担当する理事を委員長に置き、本部事務局長、本部事務局総務企画課長、各施設のリスク管理責任者が指定する職員及び監査室長で構成され、委員長が招集し主催しております。なお、リスク管理委員会での検討及び審議事項は以下のとおりです。

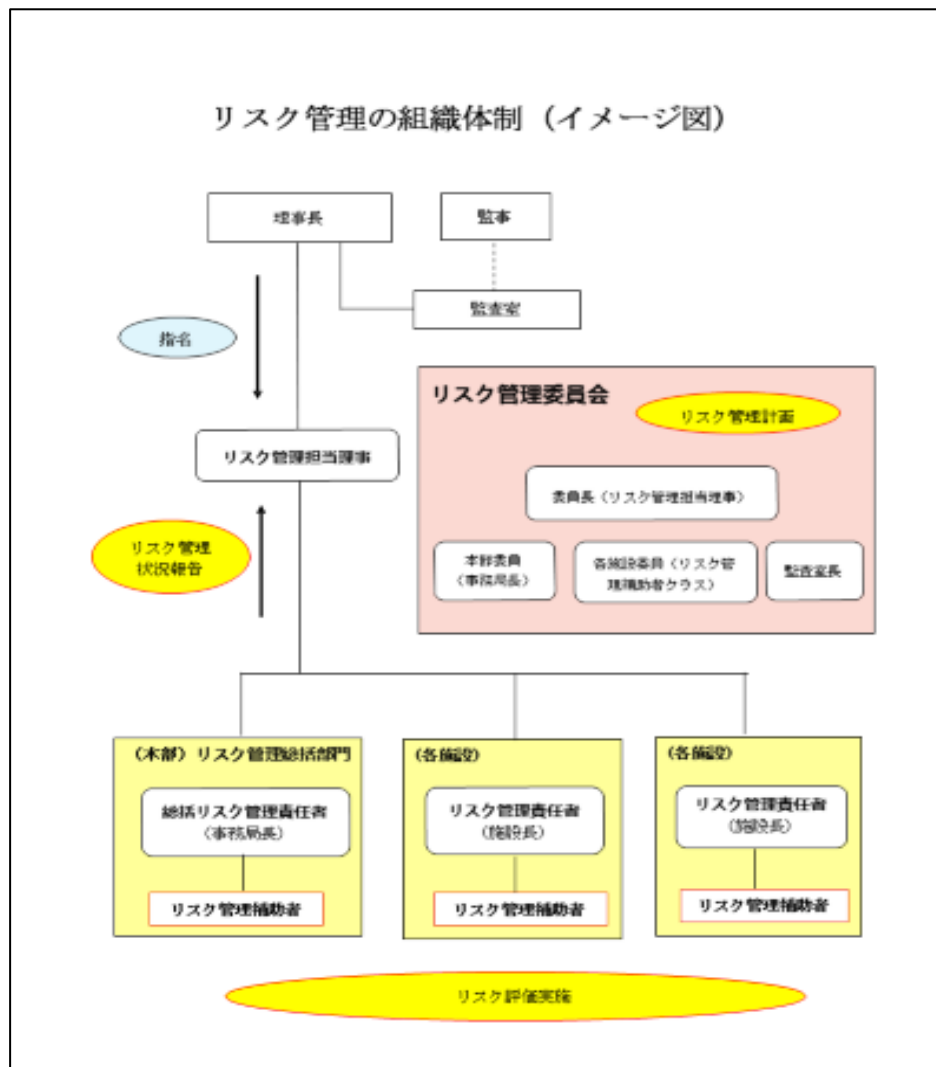
- ・機構全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項
- ・重大な危機の再発防止に関する事項
- ・その他委員会が必要と認めた事項

リスク管理委員会では、機構全体で対応すべきリスクを5つ（①戦略リスク、②財務リスク、③コンプライアンスリスク、④オペレーションリスク、⑤ハザードリスク）に分類の上、機構におけるリスク管理計画を策定しております。

各施設の管理責任者等は、同リスク管理計画に基づき、各施設における当該リスクの管理を行い、常時、リスクへの対応に関しモニタリングし、定期的にリスク管理委員会へリスク管理計画の実施状況について報告しております。

なお、令和2年度から令和6年度までの委員会開催実績は下記のとおりです。

令和 2 年度：2 回
 令和 3 年度：2 回
 令和 4 年度：2 回
 令和 5 年度：2 回
 令和 6 年度：2 回



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

機構では、機構に関連するリスクを5つ（①戦略リスク、②財務リスク、③コンプライアンスリスク、④オペレーションリスク、⑤ハザードリスク）に分類して、機構におけるリスク管理計画を策定しております。

このうち、③コンプライアンスリスクである法律・条例等違反また規定違反や汚職、各種ハラスメント、その他不適切な行為、そして④オペレーションリスクである文化財の取り扱い不備（毀損等）が最もリスクレベルが高いものであると評価しています。

具体的には、法律等違反については、機構が独立行政法人という高い公共性を求められる組織であり、職員の不祥事等は機構の信用失墜に直結するため、規程の整備や各種研修等を通じた職員への啓発に努めています。また、文化財の取り扱い不備（毀損等）については、文化財の展示・撤収作業中、輸送、撮影・調査中における文化財の毀損の発生が想定され、人的要因（習熟していない職員の作業等）、物的要因（文化財の脆弱性

等）及び設備要因（温湿度等の環境変化等）などの発生要因を把握し、常日頃から適切かつ迅速な対応がとれるよう努めております。

また、近年頻発している地震や水害、火災による影響や新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病に伴う影響への対策が求められています。そのため文化財の毀損の発生に関するリスク等も含め、リスク管理委員会を開催し、それぞれの施設で起きたリスク案件の共有・対策・再発防止の検討を行うとともに、毎年度 BCP（事業継続計画）の見直しを図ることで、リスクへの対策を行っています。

9. 内部統制の運用に関する情報

① 内部統制に関する規程の整備

平成 26 年 6 月の独立行政法人通則法の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）では、業務方法書に内部統制の体制整備その他主務省令で定める事項を掲載することとされました。これに伴い、機構では、機構に対する社会的信頼を確保し、機構の使命と社会的責任を果たすことを目的として、独立行政法人国立文化財機構内部統制規程を平成 28 年 3 月 25 日に制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行しております。内部統制とリスク管理の関係は、「8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」の「(1) リスク管理の状況」の「①リスク管理に関する規程の整備」をご参照ください。

② 内部統制に係る組織体制

国立文化財機構における内部統制に係る組織体制は、内部統制の推進を担当する内部統制担当理事を指名し、機構における内部統制に関する取組を総括整理しております。また、内部統制の取組を推進するため、機構に内部統制推進部門を置き、機構本部事務局が担当しております。

内部統制推進部門には、総括内部統制推進責任者を置き、本部事務局長を充て、また、博物館・研究所等の各施設には内部統制推進責任者を置き、各施設の長を充てております。総括内部統制推進責任者及び内部統制推進責任者は、所属する本部・各施設において、職員が内部統制を遵守するよう監督するとともに、内部統制の整備及び運用の状況の把握に努め、また、所属する本部・各施設の職員のうちから内部統制推進管理者を指定し、本部・各施設における内部統制の整備及び運用管理を担当させております。

③ 内部統制委員会の設置

機構では内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は、内部統制の推進を担当する理事を委員長に置き、本部事務局長、本部事務局総務企画課長、各施設の内部統制推進責任者が指定する職員及び監査室長で構成され、委員長が招集し主催しております。内部統制委員会での検討及び審議事項は以下のとおりです。

- ・機構における内部統制の整備及び運用に係る基本方針に関すること
- ・内部統制におけるモニタリング体制に関すること
- ・その他内部統制の整備の推進に関する事項

内部統制の整備及び運用に関する定期的な状況報告に基づき、必要な改善策を検討しております。

④ 管理体制の整備

総括内部統制推進責任者及び内部統制推進責任者は、本部・各施設における業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築に努めております。また、調査研究業務に関する不正防止のため、調査研究資金の管理状況の把握及び管理体制の整備に努めております。内部統制の推進に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行っております。

このほか、内部統制体制の円滑な運営を図るため、内部統制に関する情報の伝達が確実に行われるよう情報システムの整備に努めております。情報システムを活用した効率的な業務運営のために、積極的に事務処理の効率化及び高度化を推進しております。

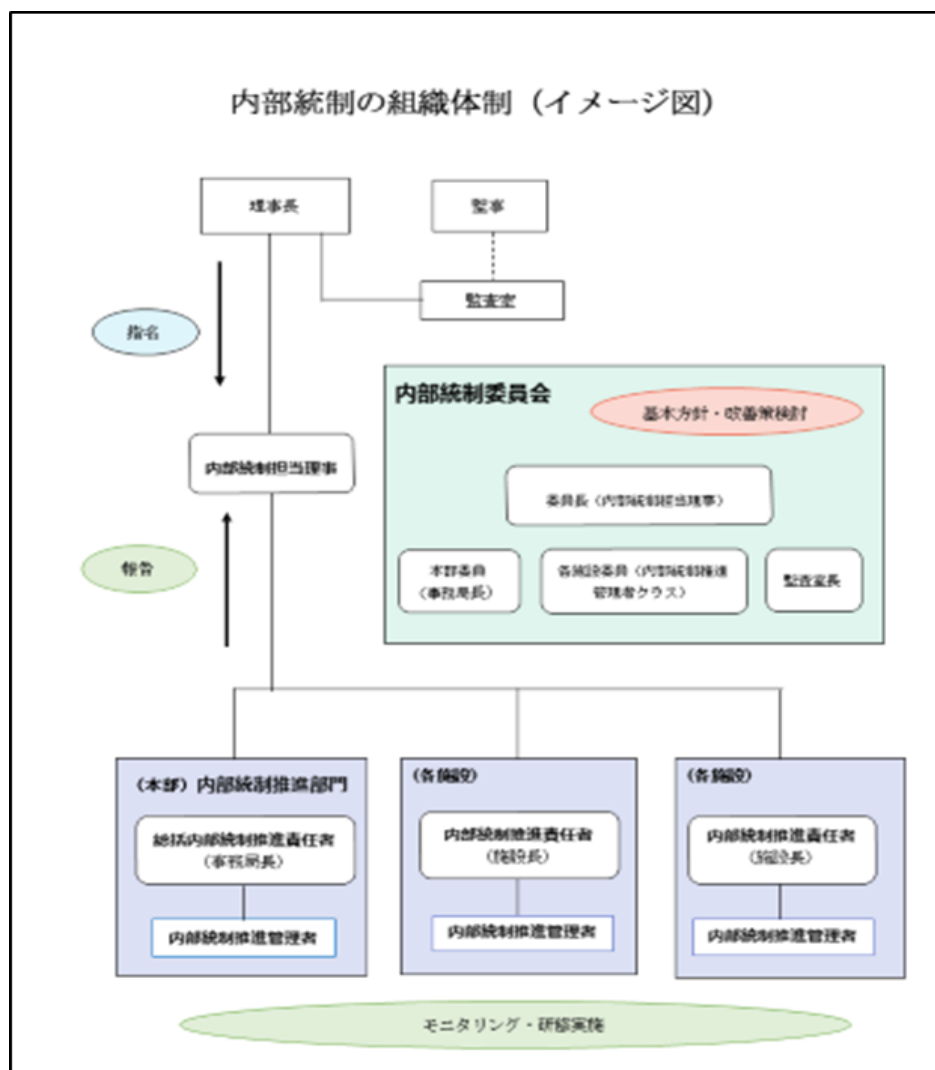
なお、令和2年度から令和6年度までの委員会開催実績は下記のとおりです。

令和2年度：2回
令和3年度：2回
令和4年度：2回
令和5年度：2回
令和6年度：2回

⑤ 内部監査・監事監査

理事長は、機構における会計状況について、適法性及び合理性の観点から公正不偏かつ客観的な立場で検証を行い、もって、業務運営の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的として、職員のうちから監査員を命じて内部監査を行わせており、令和6年度においても、本部を含む全施設について監査を行っております。

また、監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査報告書を理事長に提出し、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。



10. 業績の適正な評価の前提情報

事業の種類及び事業の内容

事業の種類	設置施設	事業の内容 (中期目標における一定の事業等のまとめ)
国立博物館等	東京国立博物館 京都国立博物館 奈良国立博物館 九州国立博物館 皇居三の丸尚蔵館	有形文化財の保存と継承並びに有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信等の事業 【収益化単位の業務】 収集保管業務、展覧業務、教育普及業務、博物館研究業務、博物館支援業務、文化財活用業務
文化財研究所等	東京文化財研究所 奈良文化財研究所 アジア太平洋無形文化遺産研究センター	文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施等の事業 【収益化単位の業務】 基礎研究業務、応用研究業務、国際遺産保護業務、情報公開業務、研修協力業務、文化財防災業務

11. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

国立博物館の令和6年度の新収品は約300件で、それらをコレクションの充実や展示・保存・修理・教育普及活動に活かすとともに、東京国立博物館で開催した挂甲の武人 国宝指定50周年記念 特別展「はにわ」では、来館者が30万人を超え、魅力あふれる展覧事業を展開することができました。また、文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進の成果として、日本空港ビルディング・株式会社ビッグウイングとの共同により、羽田空港第2ターミナル国際線出発ロビーで高精細複製品を展示する「日本美術のつばさ×HANEDA」を開始、第3ターミナル江戸舞台にも高精細複製品を展示しました。さらに研究所では、出土した木簡に、聖武天皇の大嘗祭に関わる貴重な情報が多岐に渡って記載されていることを発見し、整理及び研究を迅速に進め、その成果を広く社会に公表することができました。また、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に関する文化財レスキュー・ドクター派遣事業については、今年度以降も継続して実施して参ります。

(2) 自己評価

評価項目		評定 (注)	行政コスト
全体の評定		B	
(大項目名 1)	国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	
(中項目名 1)	有形文化財の保存と継承並びに有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	B	
(小項目 1-1)	有形文化財の収集・保管、次代への継承	B	1,214 百万円
(小項目 1-2)	展覧事業	A	4,166 百万円
(小項目 1-3)	教育・普及活動	B	462 百万円
(小項目 1-4)	有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究	B	1,081 百万円
(小項目 1-5)	国内外の博物館活動への寄与	A	89 百万円
(小項目 1-6)	文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組	B	353 百万円
(中項目名 2)	文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施	A	
(小項目 2-1)	新たな知見の開拓につながる基礎的・探求的な調査研究	A	1,006 百万円
(小項目 2-2)	科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究	A	412 百万円
(小項目 2-3)	文化遺産保護に関する国際協働	A	194 百万円
(小項目 2-4)	文化財に関する情報資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用	A	571 百万円
(小項目 2-5)	地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等	A	84 百万円
(小項目 2-6)	文化財防災に関する取組	A	122 百万円
(大項目名 2)	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	
(中項目名 1)	業務改善の取組	B	
(中項目名 2)	業務の電子化	B	
(中項目名 3)	予算執行の効率化	B	
(大項目名 3)	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	
(中項目名 1)	自己収入拡大への取組	A	
(中項目名 2)	固定的経費の節減	B	
(中項目名 3)	決算情報・セグメント情報の充実等	B	
(大項目名 4)	予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	B	
(中項目名 1)	1. 予算、2. 収支計画及、3. 資金計画	B	
(大項目名 5)	その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	
(中項目名 1)	内部統制	B	
(中項目名 2)	その他	B	
(中項目名 3)	施設設備に関する計画	B	
(中項目名 4)	人事に関する計画	B	

(注1) 評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている

A：所期の目標を上回る成果が得られている

B：所期の目標を達成している

C：所期の目標を下回っており、改善を要する

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する

※B評定が標準となる

詳細につきましては、自己点検評価報告書をご参照ください。

<https://www.nich.go.jp/data/hyoka/>

(3) 当中期目標期間における主務大臣による総合評価の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評価（注）	B	B	B	—	—

（注）評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている

A：所期の目標を上回る成果が得られている

B：所期の目標を達成している

C：所期の目標を下回っており、改善を要する

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する

※B評価が標準となる

12. 予算と決算との対比
要約した決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
《収入》			
運営費交付金	9,578	9,578	
施設整備費補助金	—	447	繰越予算
文化芸術振興費補助金等	—	50	文化庁等補助金交付
展示事業等収入	2,103	2,955	入場料の増加
受託収入	803	863	当初見込に対する契約の増加
その他寄附金等	832	1,436	受入件数等の増加
合 計	13,316	15,329	
《支出》			
運営事業費	11,680	12,778	
・人件費	4,048	4,345	給与規程改正等に伴う増加
・業務経費	6,204	7,218	展覧業務に係る経費等の増加
・一般管理費	1,428	1,214	施設整備等に係る予算の一部繰越
施設整備費	—	447	繰越予算
文化芸術振興費補助金等	—	42	文化庁等補助金交付
受託事業費	804	849	当初見込に対する契約の増加
その他寄附金等	832	965	当初見込に対する収蔵品購入費等の増加
合 計	13,316	15,081	

詳細につきましては、決算報告書をご参照ください。

<https://www.nich.go.jp/data/kihon/>

13. 財務諸表
(1) 要約した財務諸表

① 貸借対照表

法人の財政状態を明らかにする書類です。

令和7年3月31日

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,027	運営費交付金債務	1,152
未収金	1,474	未払金	2,417
その他	445	その他	3,430
流動資産合計	7,946	流動負債合計	6,999
固定資産		固定負債	
有形固定資産	230,582	資産見返負債	3,185
建物	48,437	その他の固定負債	2,476
収蔵品	133,915	固定負債合計	5,661
土地	44,411	負債合計	12,660
工具器具備品	2,524	純資産の部	
建設仮勘定	76	資本金	112,704
その他	1,219	資本剰余金	114,393
無形固定資産	115	利益剰余金	1,355
投資その他の資産	2,469	純資産合計	228,452
固定資産合計	233,166		
資産合計	241,112	負債純資産合計	241,112

② 行政コスト計算書

法人の業績評価におけるアウトプットとの対比情報として、要したコスト（=インプット）を示す書類です。

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (単位：百万円)

	金 額
I 損益計算書上の費用	13,439
II その他行政コスト	2,818
III 行政コスト	16,257

③ 損益計算書

法人の運営状況を明らかにする書類です。

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (単位：百万円)

	金 額
経常費用(A)	13,433
業務費	
人件費	4,457
業務経費	6,154
減価償却費	508
一般管理費	
人件費	1,213
一般管理経費	970
減価償却費	129
その他	2
経常収益(B)	13,327
運営費交付金収益	7,752
受託収入	863
入場料収入	2,079
展示事業等附帯収入	558
財産利用収入	308
寄附金収益	426
施設費収益	62
その他補助金収益	36
資産見返負債戻入	629
その他	614
臨時損失(C)	6
臨時利益(D)	6
当期純損失(E) (B-A+D-C)	-106
前中期目標期間繰越積立金取崩額(F)	0
業務拡充積立金取崩金(G)	30
当期総損失(E+F+G)	-76

④ 純資産変動計算書

行政コスト計算書にも損益計算書にも反映されない出資等（拠出金、資源）や剰余金の変動を示す書類です。

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	112,704	113,769	1,478	227,951
当期変動額	0	624	-123	501
当期末残高	112,704	114,393	1,355	228,452

⑤ キャッシュ・フロー計算書

資金（現預金）の増減理由を示している書類です。

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	2,114
人件費支出	-5,478
運営費交付金収入	9,578
その他補助金による収入	55
自己収入等	5,098
その他の支出	-7,171
その他収入	32
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	-2,236
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	-19
IV 資金増加額 (又は減少額) (D=A+B+C)	-141
V 資金期首残高(E)	6,168
VI 資金期末残高(F=D+E)	6,027

詳細につきましては、財務諸表をご参照ください。

<https://www.nich.go.jp/data/kihon/>

(2) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、銀行預金（定期預金含む）
未収金	: 受託事業実施のための立替金、施設利用料の未受領分など
その他（流動資産）	: 販売用図録などのたな卸資産、前払保険料、前払費用など
有形固定資産	: 土地、建物、大型研究機器、車両、収蔵品など長期にわたって使用する固定資産で無形固定資産以外のもの
建設仮勘定	: 建設中の建物の建設等のため支出した相当額など
無形固定資産	: ソフトウェア、電話加入権など
その他（固定資産）	: 保証金、長期前払費用
運営費交付金債務	: 運営費交付金のうち翌年度に繰り越すものの相当額
未払金	: 退職給付、購入代金などの未払金で1年以内に支払期限が到来するもの
その他（流動負債）	: 住民税納付のための給与控除預り金など
資産見返負債	: 運営費交付金などにより取得した固定資産（償却資産）の取得額のうちの未償却額
その他（固定負債）	: リース長期未払金など
資本金	: 国から出資された土地、建物等の相当額
資本剰余金	: 運営費交付金、施設費、目的積立金、寄附金などで取得した建物、収蔵品の相当額
利益剰余金	: 剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	: 損益計算書における一切の費用
その他行政コスト	: 行政コストに含まれるものであって、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないもの

③ 損益計算書

業務費	: 業務の実施に要した経費
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等の経費
減価償却費	: 固定資産の取得額をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
運営費交付金収益	: 運営費交付金のうち、当期の収益として認識した相当額
資産見返負債戻入	: 固定資産の償却時に当該資産の見返勘定を戻入したことによる収益
臨時損失	: 固定資産除却損
臨時利益	: 運営費交付金及び寄附による備品の除却等により資産見返運営費交付金等を戻入したことによる利益
前中期目標期間繰越積立金取崩額	: 前中期目標期間に受託研究費で取得した研究機器の当該年度の減価償却費相当額

④ 純資産変動計算書

資本金、資本剰余金、利益剰余金：①貸借対照表と同様

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	: 通常業務の実施に係る資金の状態。サービス提供等による収入、原材料、商品又はサービス購入による支出、人件費支出等
投資活動によるキャッシュ・フロー	: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態、固定資産の取得・売却等による収入・支出
財務活動によるキャッシュ・フロー	: 増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等

1 4. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

主要な財務データの簡潔な説明（資産、負債、行政コスト、経常費用、経常収益、当期総利益、キャッシュ・フローなど）

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和 6 年度末現在の資産合計は、2,411 億 12 百万円と前年度比 13 億 98 百万円（0.6%）の増加となりました。これは、収蔵品が購入及び寄贈により 28 億 07 百万円増加、施設整備費補助金や受託収入の増加等により未収金が 4 億 65 百万円増加した反面、有形固定資産の減価償却や除却等により減価償却費累計額が前年度比 24 億 12 百万円増加したことが主な要因です。

令和 6 年度末現在の負債合計は、126 億 61 百万円と前年度比 8 億 97 百万円（7.6%）の増加となりました。これは、執行額の増加により未払金が 1 億 07 百万円増加、寄

附金の受入額増加により預り寄附金が4億76百万円増加したことが主な要因です。

令和6年度末現在の純資産合計は、④純資産変動計算書で説明します。

② 行政コスト計算書

令和6年度の行政コストは、162億57万円となりました。損益計算書上の費用が134億39百万円、その他行政コストが28億18百万円です。その他行政コストは、主に減価償却相当額28億18百万円です。

③ 損益計算書

令和6年度の経常費用は、134億34百万円と前年度比17億72百万円(15.2%)の増加となりました。これは、皇居三の丸尚蔵館の設置は令和5年度10月からで11月展覧開始であったが令和6年度より1年間となったことや来館者数の増加等に伴い展覧業務費が6億49百万円増加や教育普及業務が1億40百万円増加、博物館研究業務が1億90百万円増加、受託契約等の増加により受託業務費が78百万円増加したことなどが主な要因です。

また、令和6年度の経常収益は、133億27百万円と前年度比14億76百万円(12.5%)の増加となりました。これは展覧会の入場者数の増加により入場料収入が5億64百万円増加、特別展の好評により展示事業等附帯収入も1億11百万円増加、事業の進捗等により運営費交付金収益が5億05百万円増加などが主な要因です。

以上による経常損失が-1億07百万円に、臨時損失6百万円と臨時利益6百万円を差し引きし、前中期目標期間繰越積立金取崩額0.2百万円と業務拡充積立金取崩額30百万円を加え、当期総利益は前年度比2億31百万円(-149.4%)減少し、当期総損失76百万円となりました。

④ 純資産変動計算書

令和6年度末現在の純資産合計は、2,284億52百万円と前年度比5億00百万円(0.2%)の増加となりました。内訳として、資本剰余金の6億24百万円の増加は、主に資産取得に伴う増加34億25百万円と減価償却による減少28億18百万円の差し引きによるものです。利益剰余金の1億24百万円の減少は、主に令和6年度当期純利益-1億06百万円の処理及び、令和3年度決算承認分の目的積立金での資産取得により目的積立金取崩額-18百万円が計上されたことによるものです。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローでは、収入が21億14百万円となりましたが、前年度比9億73百万円(31.5%)減少しました。これは、主に消費税等支払額が1億88百万円増加したこと、業務支出が12億60百万円増加したことによるものです。一方で、展示事業等収入が入場者数増加による入場料収入の増加等により97百万円増加し、受託収入が受託事業の増加により2億38百万円増加、個人や団体からの寄附金が増加し寄附金収入が3億35百万円増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、支出が22億36百万円と前年度比12億42百万円(125.0%)増加しました。これは有形固定資産の取得による支出が7億93百万円増加したことが主な要因です。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、支出が19百万円と前年度比1百万円(7.2%)増加しました。当該区分は、リース債務の支払による支出のみです。

(1) 沿革

令和 5 年 10 月 皇居三の丸尚蔵館を設置

独立行政法人国立文化財機構法（平成 11 年法律第 178 号）

文部科学大臣（文化庁企画調整課）

```

graph TD
    A[理事長] --- B[理事]
    A --- C[審議役]
    A --- D[顧問]
    A --- E[監事]
    A --- F[監査室]
    A -.- G[運営委員会]
    A -.- H[外部評価委員会]
    A --- I[法人本部]
    I --- J[研究調整役]
    I --- K[本部事務局]
    I --- L[文化財活用センター]
    I --- M[文化財防災センター]
    I --- N[東京国立博物館]
    I --- O[京都国立博物館]
    I --- P[奈良国立博物館]
    I --- Q[九州国立博物館]
    I --- R[皇居三の丸尚蔵館]
    I --- S[東京文化財研究所]
    I --- T[奈良文化財研究所]
    I --- U[アジア太平洋無形文化遺産研究センター]

```

The organizational chart illustrates the structure of the National Museum of Ethnology. At the top is the President (理事長), who oversees several key roles: Directors (理事), Advisory Roles (審議役), Consultants (顧問), Supervisors (監事), and the Audit Office (監査室). Additionally, there are advisory committees like the Operating Committee (運営委員会) and the External Evaluation Committee (外部評価委員会). The President also oversees the Corporate Headquarters (法人本部), which manages research coordination, administrative services, cultural heritage utilization and disaster prevention centers, and a network of national museums and research institutes across Japan and Asia.

事務所名	所在地
(本部)	
本部事務局	東京都台東区上野公園 13-9
本部文化財活用センター	東京都台東区上野公園 13-9
本部文化財防災センター	奈良県奈良市二条町 2-9-1
(支部)	

東京国立博物館	東京都台東区上野公園 13-9
京都国立博物館	京都府京都市東山区茶屋町 527
奈良国立博物館	奈良県奈良市登大路町 50
九州国立博物館	福岡県太宰府市石坂 4-7-2
皇居三の丸尚蔵館	東京都千代田区千代田 1-8
東京文化財研究所	東京都台東区上野公園 13-43
奈良文化財研究所	奈良県奈良市二条町 2-9-1
アジア太平洋無形文化遺産 研究センター	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁（堺市博物館内）

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

関連公益法人等への該当が二者あります。詳細は財務諸表をご覧ください。

名称	業務の概要	独立行政法人との関係
一般財団法人 仏教美術協会	仏教美術に関する調査研究 に対する援助、及び普及事 業として商品の製作や頒 布、出版物の刊行等を行う。	独立行政法人会計基準第 106「関連公益 法人等の範囲」における、理事等のうち 当館の役職員経験者の占める割合が三 分の一以上である関連公益法人等
一般財団法人 東京国立博物 館協力会	東京国立博物館ミュージア ムショップの管理・運営等	独立行政法人会計基準第 106「関連公益 法人等の範囲」における、理事等のうち 当館の役職員経験者の占める割合が三 分の一以上である関連公益法人等

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
資産	230,491	228,578	230,064	239,714	241,112
負債	9,528	9,064	9,862	11,763	12,661
利益剰余金	869	925	1,343	1,479	1,355
純資産	220,963	219,514	220,202	227,951	228,452
行政コスト	13,807	13,482	14,212	14,508	16,257
経常費用	10,536	10,422	11,379	11,661	13,434
経常収益	10,494	10,669	11,796	11,851	13,327
当期総利益	12	304	418	155	-76
業務活動による キャッシュ・フロー	996	1,515	1,724	3,087	2,114
投資活動による キャッシュ・フロー	-1,986	-1,583	-948	-994	-2,236
財務活動による キャッシュ・フロー	-13	-12	-10	-18	-19
資金期末残高	3,407	3,327	4,093	6,168	6,027

(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【予算】

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	9,580	管理経費	2,082
施設整備費補助金	0	人件費	1,094
展示事業等収入	2,201	一般管理費	988
受託収入	813	業務経費	9,699
その他寄附金等	885	人件費	3,099
		事業費	6,600
		施設整備費	0
		受託事業費	813
		その他寄附金等	885
合 計	13,479	合 計	13,479

【収支計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	13,122
経常費用	13,122
管理経費	2,090
業務経費	10,429
減価償却費	602
財務費用	1
臨時損失	0
収益の部	13,122
運営費交付金収益	8,913
展示事業等の収入	2,201
受託収入	813
その他寄附金等	593
資産見返負債戻入	602
財務収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

【資金計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,479
業務活動による支出	12,519
投資活動による支出	946
財務活動による支出	14

資金収入	13,479
業務活動による収入	13,479
運営費交付金による収入	9,580
展示事業等による収入	2,201
受託収入	813
その他寄附金等	885
投資活動による収入	0
施設整備費による収入	0
財務活動による収入	0

詳細につきましては、中期計画及び当事業年度に係る年度計画をご参照ください。

第5期中期計画

https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2021/04/03chukikeikaku_2021-2025.pdf

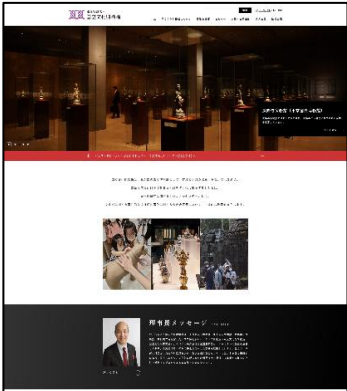
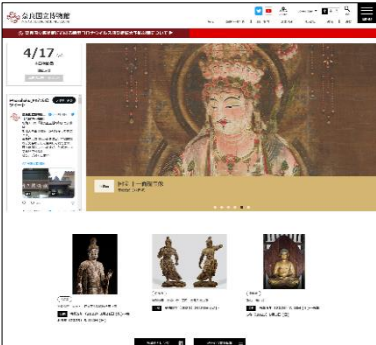
令和6年度年度計画

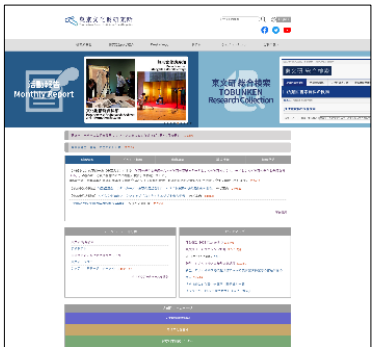
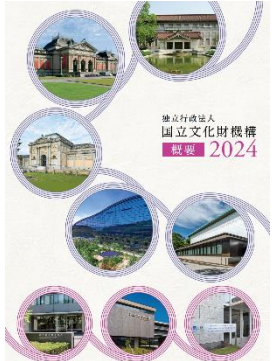
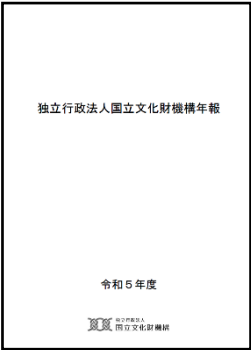
https://www.nich.go.jp/wp-content/uploads/2024/04/04nendokeikaku_2024.pdf

16. 参考情報

(1) その他公表資料等との関係の説明

関連する報告書等

		
国立文化財機構HP https://www.nich.go.jp/	東京国立博物館HP https://www.tnm.jp/	京都国立博物館HP https://www.kyohaku.go.jp/jp/
		
奈良国立博物館HP https://www.narahaku.go.jp/	九州国立博物館HP https://www.kyuhaku.jp/	皇居三の丸尚蔵館HP https://shozokan.nich.go.jp/

		
東京文化財研究所HP https://www.tobunken.go.jp/	奈良文化財研究所HP https://www.nabunken.go.jp/	アジア太平洋無形文化遺産 研究センターHP https://www.irci.jp/jp/
		
文化財活用センターHP https://cpcp.nich.go.jp/	文化財防災センターHP https://ch-drm.nich.go.jp/	
		
国立文化財機構 概要 https://www.nich.go.jp/kiko/nendo/	国立文化財機構 年報 https://www.nich.go.jp/kiko/nendo/	



国立文化財機構ロゴマークについて

国立文化財機構発足から10年の節目となった平成29年度に、ロゴマークを作成しました。コンセプトは「結び」、形は結びヒモとDNAのらせんの形を掛け合わせたデザインです。「結びヒモ」は「人と文化のつながり（文化財）」を、「DNA」は「昔と今と未来のつながり（伝承）」をイメージしています。

文化の遺伝子を深く理解し、世界中の人々へ魅力的に伝承する国立文化財機構の姿勢（こころ）を表現しています。